

# 市民の声の政策への反映

青山学院大学国際政治経済学部

教授 小島 敏郎

# 国民の声の反映方法

○請願 ⇒ 請願法

○パブリックコメント ⇒ 行政手続法

○署名運動 ⇒ 個別の法的根拠なし。  
ただし、請願の形をとる場合がある。

○デモ・集会など ⇒ 個別の法的根拠なし。規制する法令

※個別の法律の根拠がある・・・ということは、  
⇒ 政府の対応義務が「一応」法律で書かれている。

## 請願法

(昭和二十二年三月十三日法律第十三号)

**第一条** 請願については、別に法律の定める場合を除いては、この法律の定めるところによる。

**第二条** 請願は、請願者の氏名(法人の場合はその名称)及び住所(住所のない場合は居所)を記載し、文書でこれをしなければならない。

**第三条** 請願書は、請願の事項を所管する官公署にこれを提出しなければならない。天皇に対する請願書は、内閣にこれを提出しなければならない。

**2** 請願の事項を所管する官公署が明らかでないときは、請願書は、これを内閣に提出することができる。

**第四条** 請願書が誤つて前条に規定する官公署以外の官公署に提出されたときは、その官公署は、請願者に正当な官公署を指示し、又は正当な官公署にその請願書を送付しなければならない。

**第五条** この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。

**第六条** 何人も、請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

### 附 則

この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

# 行政手続法

(意見公募手続)

**第三十九条** 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案(命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。)及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見(情報を含む。以下同じ。)の提出先及び意見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2 前項の規定により公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない。

3 第一項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して三十日以上でなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続(以下「意見公募手続」という。)を実施することが困難であるとき。

二 納付すべき金銭について定める法律の制定又は改正により必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法についての命令等その他当該法律の施行に関し必要な事項を定める命令等を定めようとするとき。

三 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき。

四 法律の規定により、[内閣府設置法第四十九条第一項](#) 若しくは[第二項](#) 若しくは[国家行政組織法第三条第二項](#) に規定する委員会又は[内閣府設置法第三十七条](#) 若しくは[第五十四条](#) 若しくは[国家行政組織法第八条](#) に規定する機関(以下「委員会等」という。)の議を経て定めることとされている命令等であって、相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、法律又は政令の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表する委員をもって組織される委員会等において審議を行うこととされているものとして政令で定める命令等を定めようとするとき。

五 他の行政機関が意見公募手続を実施して定めた命令等と実質的に同一の命令等を定めようとするとき。

六 法律の規定に基づき法令の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める命令等を定めようとするとき。

七 命令等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い当然必要とされる当該命令等の廃止をしようとするとき。

八 他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

(提出意見の考慮)

**第四十二条** 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定める場合には、意見提出期間内に当該命令等制定機関に対し提出された当該命令等の案についての意見(以下「提出意見」という。)を十分に考慮しなければならない。

(結果の公示等)

**第四十三条** 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布(公布をしないものにあつては、公にする行為。第五項において同じ。)と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

一 命令等の題名

二 命令等の案の公示の日

三 提出意見(提出意見がなかった場合にあつては、その旨)

四 提出意見を考慮した結果(意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異を含む。)及びその理由

**2** 命令等制定機関は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第三号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理又は要約したものを公示することができる。この場合においては、当該公示の後遅滞なく、当該提出意見を当該命令等制定機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。

**3** 命令等制定機関は、前二項の規定により提出意見を公示し又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。

**4** 命令等制定機関は、意見公募手続を実施したにもかかわらず命令等を定めなかったこととした場合には、その旨(別の命令等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあつては、その旨を含む。)並びに第一項第一号及び第二号に掲げる事項を速やかに公示しなければならない。

**5** 命令等制定機関は、第三十九条第四項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。ただし、第一号に掲げる事項のうち命令等の趣旨については、同項第一号から第四号までのいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該命令等自体から明らかでないときに限る。

一 命令等の題名及び趣旨

二 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由

# 今後のエネルギー・環境政策について (平成24年9月19日 閣議決定)

今後のエネルギー・環境政策については、「革新的エネルギー・環境戦略」(平成24年9月14日エネルギー・環境会議決定)を踏まえて、関係自治体や国際社会等と責任ある議論を行い、国民の理解を得つつ、柔軟性を持って不断の検証と見直しを行いながら遂行する。

# エネルギー政策基本法

(エネルギー基本計画)

**第十二条** 政府は、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るため、エネルギーの需給に関する基本的な計画(以下「エネルギー基本計画」という。)を定めなければならない。

2 エネルギー基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 エネルギーの需給に関する施策についての基本的な方針

二 エネルギーの需給に関し、長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するために重点的に研究開発のための施策を講ずべきエネルギーに関する技術及びその施策

四 前三号に掲げるもののほか、エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 経済産業大臣は、関係行政機関の長の意見を聴くとともに、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、エネルギー基本計画の案を作成し、**閣議の決定**を求めなければならない。

4 経済産業大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、エネルギー基本計画を、速やかに、国会に報告するとともに、公表しなければならない。

5 政府は、エネルギーをめぐる情勢の変化を勘案し、及びエネルギーに関する施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、エネルギー基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、エネルギー基本計画の変更について準用する。

7 政府は、エネルギー基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## エネルギー基本計画

2002年(平成14年) エネルギー政策基本法成立

2003年(平成15年) エネルギー基本計画策定

2007年(平成19年) 第一次改定

2010年(平成22年) 第二次改定

次は？

※国際的には、気候変動の課題(日本のGHGは9割がエネルギー起源)もある。

- ①2015年までに2020年以降の「気候変動の国際枠組み」
- ②2020年までの1990年比25%削減は、どうする？



# 民意の反映

○選挙結果は、「民意の反映」である。

⇒ 選挙での「公約」は実現しなければならない。

○選挙結果は、「政権への白紙委任」ではない。

⇒ 個別の政策の実現にあたっては、国民の意見を「丁寧に」聞いていかなければならない。

※ 「国民の意見を聞く」

⇔ 「国民の意見を聞くな(ポピュリズムだから)」

※ 「決める」 政治＝国民の声を「聞いてはいけない」政治

⇒ 「誰の意見を聞いているのか」が問題

⇒ 政治への「信頼の崩壊」

# 政策の連続性と飛躍・断絶

## ○政策の飛躍・断絶

※変化に対応するために「ダイナミック」に、

かつ、混乱を最小限にするために「丁寧」に。

※説明なき転換は、混乱をもたらす危惧もある。

⇒政策決定の仕組み、政策の転換のプロセスが「乱暴」に。

## ○政策の連続性

※手続き的連続性 法令改正・閣議決定改正

## ○政策の修正・転換の方法

※選挙

※個別の課題についての国民投票

※個別の課題についての国民的議論

⇔従来の「国民の理解と協力」を求める手法